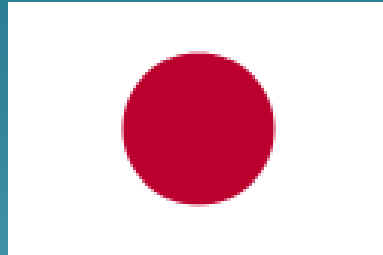


「日・スロバキア社会保障協定に関する説明会」
2019年5月23日(木)



日・スロバキア社会保障協定 説明会

厚生労働省年金局国際年金課
日本年金機構事業企画部国際事業グループ

この説明会資料は、2019年5月16日時点の情報に基づき作成しています。
最新の情報は、日本年金機構HP等でご確認をお願いいたします。



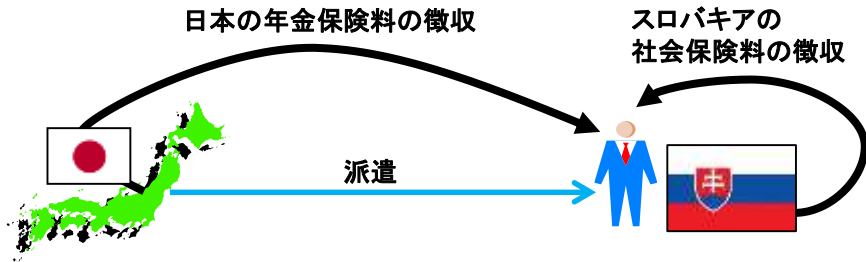
I 社会保障協定の概要

社会保障協定の概要

- 社会保障協定の目的 … 国際間の人的移動の活発化に伴う年金等に係る課題の解決
 ⇒ 年金については、年金保険料の二重負担、年金受給資格の確保が課題となっている。

年金保険料の二重負担の課題

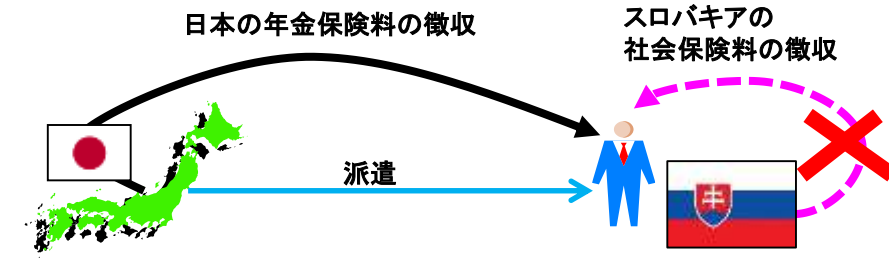
○ 協定発効前



⇒ 日本の年金保険料とスロバキアの年金保険料の両方を払うことが必要。

適用法令の調整

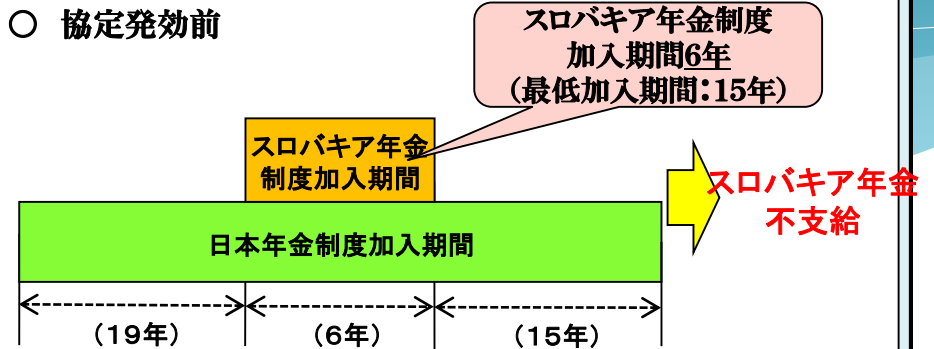
○ 協定発効後



⇒ 派遣の最初の5年間は、日本の制度にのみ加入し、スロバキア制度への加入義務免除（原則は就労国でのみ加入）。

年金受給資格の確保の課題

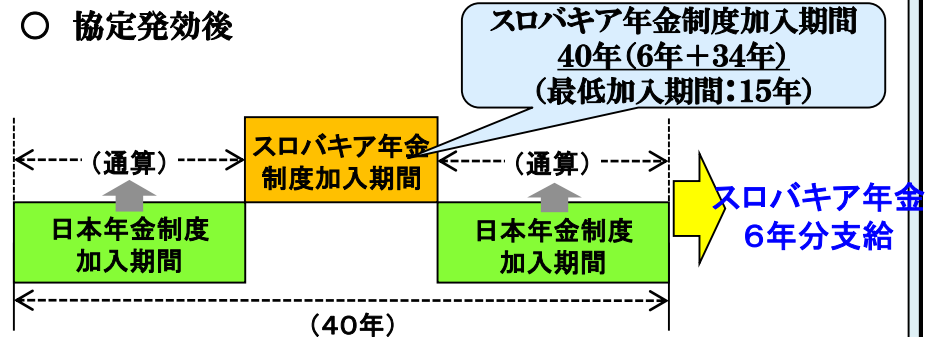
○ 協定発効前



⇒ スロバキア年金制度加入期間のみでは、スロバキア年金の最低加入期間を満たさないため、スロバキア年金は受給できない。

加入期間の通算

○ 協定発効後

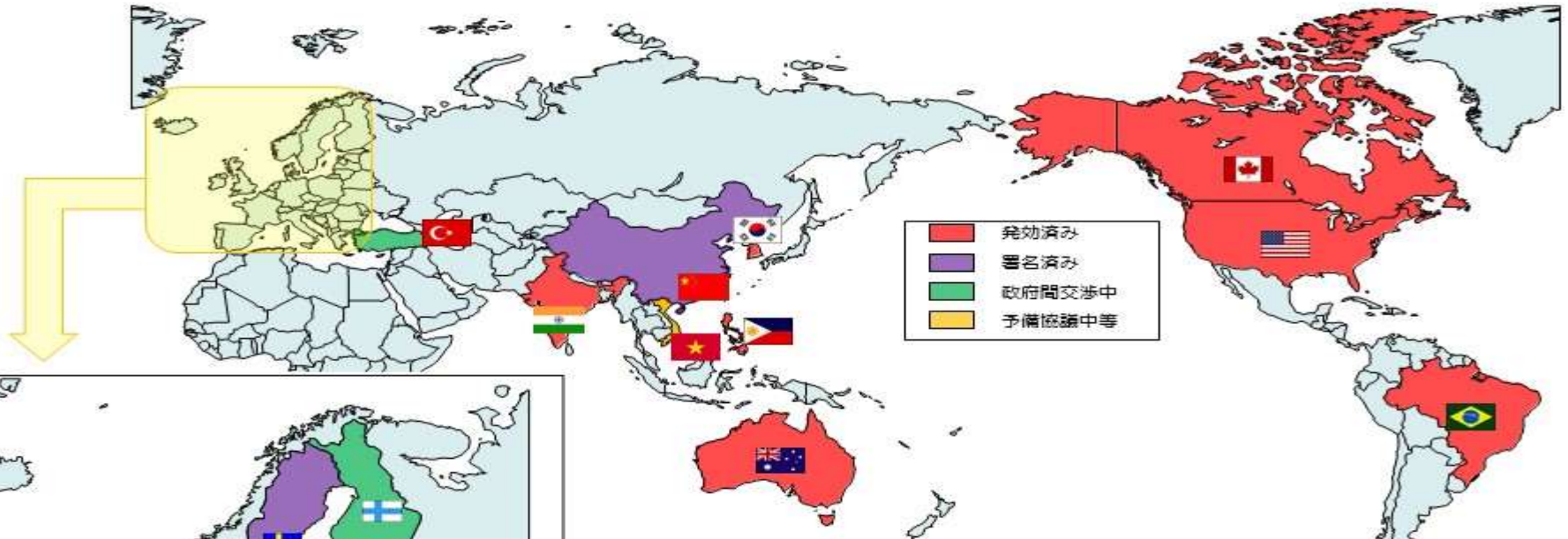


⇒ 日本年金制度にのみ加入していた期間(34年)が通算されることで、スロバキア年金の最低加入期間を満たすため、スロバキア年金を受給できる(ただし、受給額は6年分(日本の年金は34年分))。

社会保障協定の締結状況 (2019年5月16日現在)

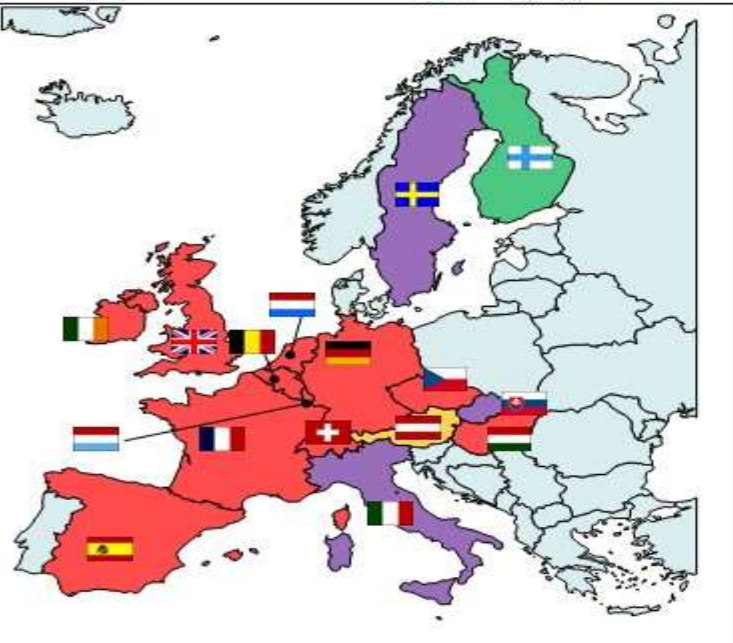
社会保障協定の締結状況

2019年5月16日現在



- 発効済み
- 署名済み
- 政府間交渉中
- 予備協議中

(1) 発効済み 38カ国		
ドイツ 2000年 2月発効	カナダ 2008年 3月発効	ブラジル 2012年 3月発効
韓国 2001年 2月発効	オーストラリア 2008年 1月発効	メキシコ 2012年 3月発効
オーストラリア 2008年 4月発効	オーストラリア 2008年 2月発効	ハンガリー 2014年 1月発効
アメリカ 2008年 10月発効	マニラ 2009年 8月発効	インド 2016年 10月発効
ベルギー 2007年 1月発効	スペイン 2010年 12月発効	ルセンプルシ 2017年 3月発効
フランス 2007年 8月発効	アイスランド 2010年 12月発効	コロンビア 2018年 8月発効
(注) 2018年8月現在に締結発効		
(2) 署名済み 4カ国		
イタリア 2008年 2月署名	スロバキア 2017年 1月署名	中国 2018年 3月署名
スウェーデン 2018年 4月署名	(2018年7月1日発効予定)	(2018年2月1日発効予定)
(3) 政府間交渉中 2カ国		
トルコ 2018年 4月署名日政府間交渉中	フィンランド 2018年 11月署名日政府間交渉中	
(4) 予備協議中 2カ国		
ポーランド	ベトナム	







社会保障協定の締結状況(再掲)(2019年5月16日現在)

(1) 発効済み 18カ国

 ドイツ	2000年 2月発効	 カナダ	2008年 3月発効	 ブラジル	2012年 3月発効
 英国	2001年 2月発効	 オーストラリア	2009年 1月発効	 スイス	2012年 3月発効
 大韓民国	2005年 4月発効	 オランダ	2009年 3月発効	 ハンガリー	2014年 1月発効
 アメリカ	2005年10月発効	 チェコ	2009年 6月発効(※)	 インド	2016年10月発効
 ベルギー	2007年 1月発効	 スペイン	2010年12月発効	 ルクセンブルク	2017年 8月発効
 フランス	2007年 6月発効	 アイルランド	2010年12月発効	 フィリピン	2018年 8月発効

(※) 2018年8月改正議定書発効

(2) 署名済み 4カ国

 イタリア	2009年 2月署名	 スロバキア	2017年 1月署名 (2019年7月1日発効予定)	 中国	2018年 5月署名 (2019年9月1日発効予定)
 スウェーデン	2019年 4月署名				

(3) 政府間交渉中 2カ国

 トルコ	2016年 4月第5回政府間交渉実施	 フィンランド	2018年11月第2回政府間交渉実施
--	--------------------	---	--------------------

(4) 予備協議中等 2カ国

 オーストリア	 ベトナム
--	--

Ⅱ 日・スロバキア社会保障協定の概要

日・スロバキア社会保障協定について

発効日

2019年7月1日

対象となる社会保障制度

対象となる社会保障制度は次のとおりです。

- ◆ 日本 ⇒ 年金制度（国民年金、厚生年金保険）
- ◆ スロバキア ⇒ 年金、医療保険（現金給付）、雇用保険、
労災保険等の各制度（※年金以外は適用調整のみ）

スロバキア社会保険法の年金給付に関連する条
スロバキア社会保険法の社会保険への加入に関連する条

【参考】[日本年金機構HP](https://www.nenkin.go.jp/service/kaigaikyoju/shaho-kyotei/kyotei-gaiyou/20131220-02.html)（協定を結んでいる国との協定発効時期及び対象となる社会保障制度）

<https://www.nenkin.go.jp/service/kaigaikyoju/shaho-kyotei/kyotei-gaiyou/20131220-02.html>

日・スロバキア社会保障協定について

3つのポイント

- ① 二重負担の解消
- ② 年金保険期間の通算
- ③ 申請書の代理受理

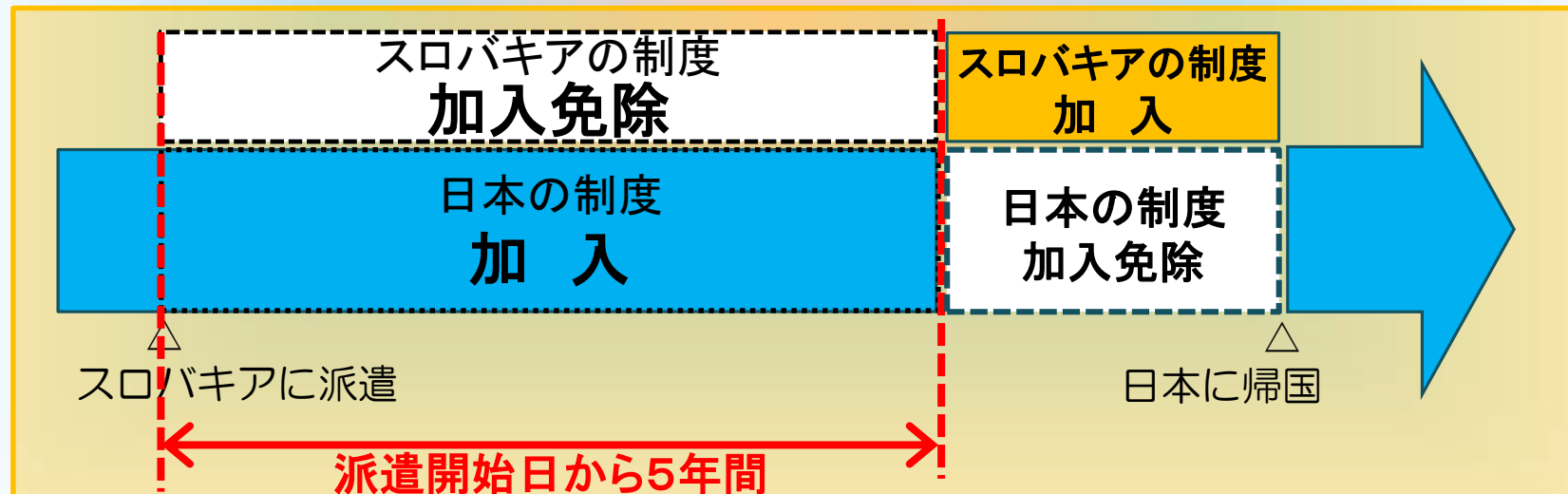
日・スロバキア社会保障協定のポイント①

～二重負担の解消～

日・スロバキア協定における適用調整のルール

- 就労している国の制度のみに加入することが**原則**となります。
- ただし、一定条件を満たす者(次頁)は、例外的に派遣開始日から5年間は派遣元国の制度のみに加入することとなります。

《例:日本の企業に勤務する人がスロバキアに派遣される場合》



日・スロバキア社会保障協定のポイント①

～二重負担の解消～

被用者の適用調整について

日本からスロバキアに派遣された被用者がスロバキアの制度の加入を免除されるためには、次のいずれかに該当することが条件となります。

《協定第7条1(a)に該当》

- ・ スロバキア国内で雇用契約を締結していないこと

《協定第7条1(b)に該当》

- ・ スロバキア国内に事業所を有する雇用者と雇用契約を締結しているが、日本国内に事業所を有する雇用者の指揮の下にあること

※ 「日本国内に事業所を有する雇用者の指揮の下にある」とは、派遣元である日本の事業主が派遣された従業員の人事管理などの措置を講じる権限を有する状態であることを指します。

日・スロバキア社会保障協定のポイント①

～二重負担の解消～

適用調整の対象となる派遣期間の延長

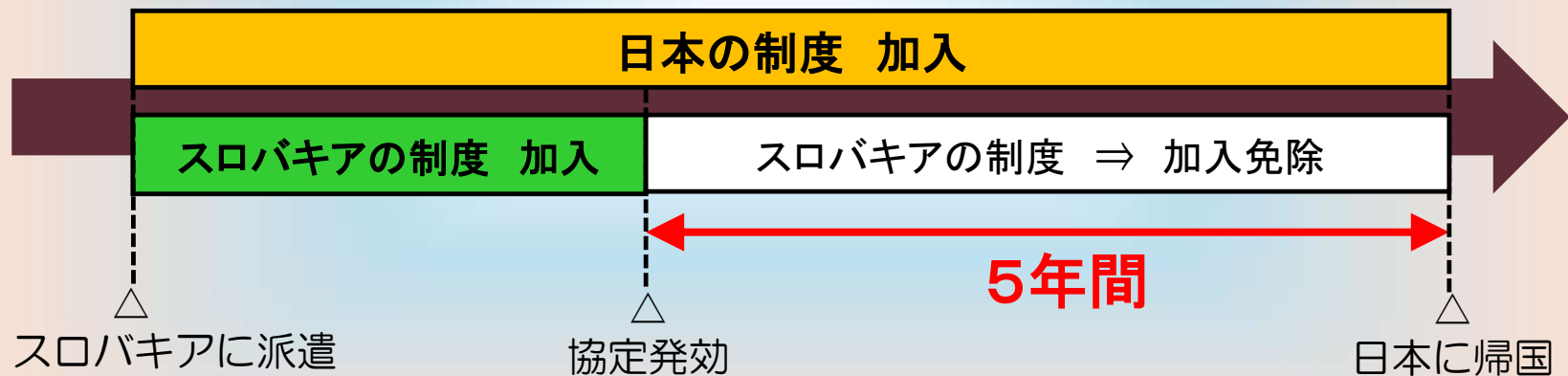
- 派遣期間が5年を超える場合、申請に基づき、両国関係機関間で協議し合意した場合には、派遣先国制度の加入免除期間の延長が認められます。
- ただし、その延長期間は原則として3年を超えない期間とされています。

日・スロバキア社会保障協定のポイント①

～二重負担の解消～

協定発効前から派遣されている者について

協定発効日の時点において、既にスロバキアに派遣され就労している場合、**協定発効日を起算点として5年間**は、日本の制度のみに加入し、スロバキアの制度への加入が免除されます。
※5年間を超える場合は申請により延長が認められる可能性があります(P.11参照)。



日・スロバキア社会保障協定のポイント①

～二重負担の解消～

厚生年金保険への任意加入

- 日本からスロバキアに派遣された被用者のうち、スロバキアの制度のみに加入する者（派遣期間が5年を超え、かつ、延長が認められない場合）については、日本の年金制度（強制加入）が適用免除となりますが、この場合、**厚生年金保険に任意加入**することができます（特例加入制度）。
- この場合、スロバキアの制度（強制）及び日本の制度（任意）の双方に加入することになりますが、**厚生年金保険に任意加入することにより、当該任意加入の期間における保険料拠出も考慮した厚生年金保険の給付が支給されること**になります。

【参考】日本年金機構HP 協定相手国制度に加入する人の厚生年金保険特例加入被保険資格取得申出書
<https://www.nenkin.go.jp/service/kaigaikyoku/shaho-kyotei/sinseisho/tenpu.html>

日・スロバキア社会保障協定のポイント①

～二重負担の解消～

同行する配偶者・子

スロバキアから日本に派遣された被用者が日本の制度の適用を免除されている場合、その者に同行する配偶者・子は、一定の条件を満たす場合、日本の制度の適用を免除されます。(ただし、配偶者・子が日本の制度への加入を希望する場合には、その限りではありません。)

自営業者

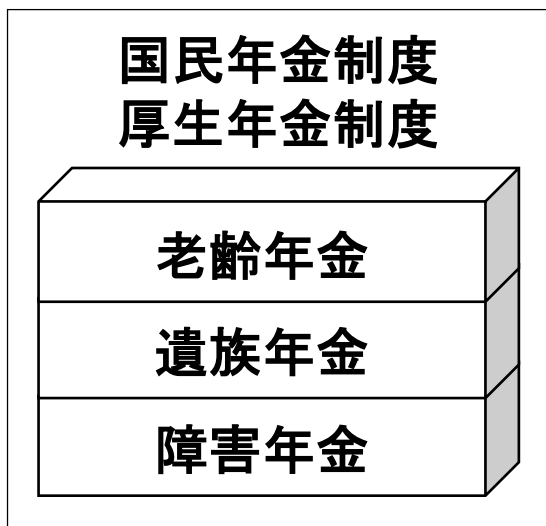
日本で自営業者として就労し、日本の年金制度に加入している者が、スロバキアで自営業者として一時的に就労する場合には、スロバキアにおける自営活動の開始から5年間は日本の年金制度のみに加入することになります(スロバキアの制度の適用は免除されます)。

※5年間を超える場合は申請により延長が認められる可能性があります(P.11 参照)。

日・スロバキア社会保障協定のポイント②

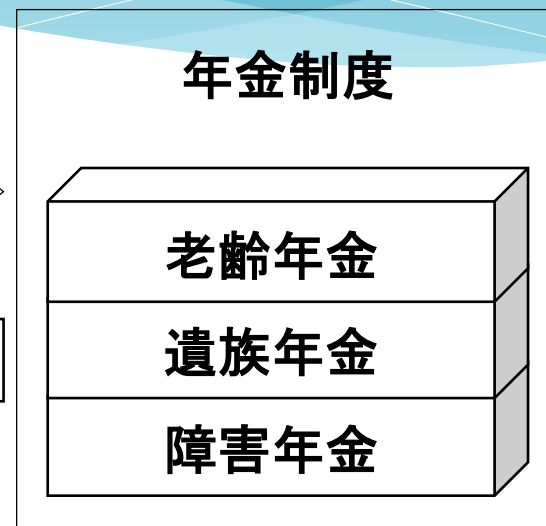
～年金保険期間の通算～

<日本の年金>

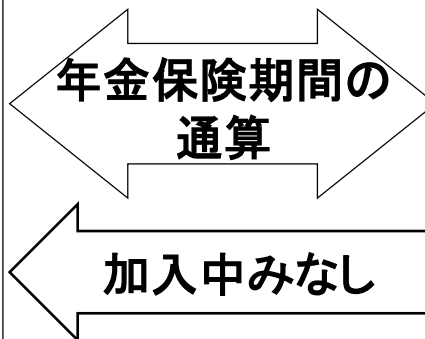


日本側実施機関が支給

<スロバキアの年金>



スロバキア側実施機関が支給



※年金はそれぞれの国のルールで計算され、支給されます。

日・スロバキア社会保障協定のポイント②

～年金保険期間の通算～

年金保険期間の通算

- 年金の受給資格要件を満たすために、相手国の年金保険期間を算入することができます。

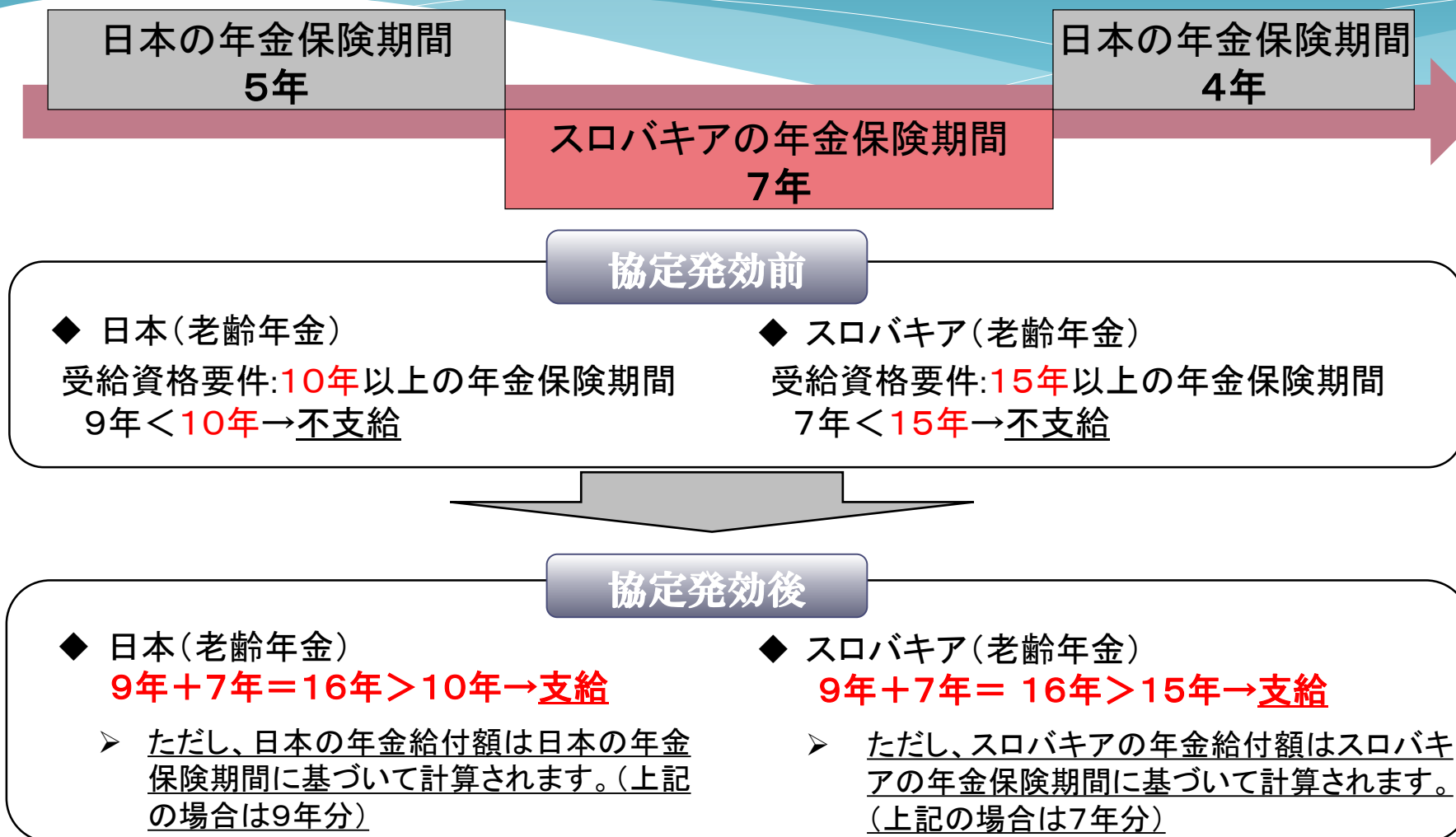
具体的には、

- ◆ 日本の老齢年金では、**10年の年金保険期間が必要ですが**、日本の期間だけでは**10年**を満たさない場合、日本の期間と重複しない限りにおいてスロバキアの年金保険期間を足し合わせて計算することができます。
- ◆ スロバキアの老齢年金では、**15年の年金保険期間が必要ですが**、スロバキアの期間だけでは**15年**を満たさない場合、スロバキアの期間と重複しない限りにおいて日本の年金保険期間を足し合わせて計算することができます。

日・スロバキア社会保障協定のポイント②

～年金保険期間の通算～

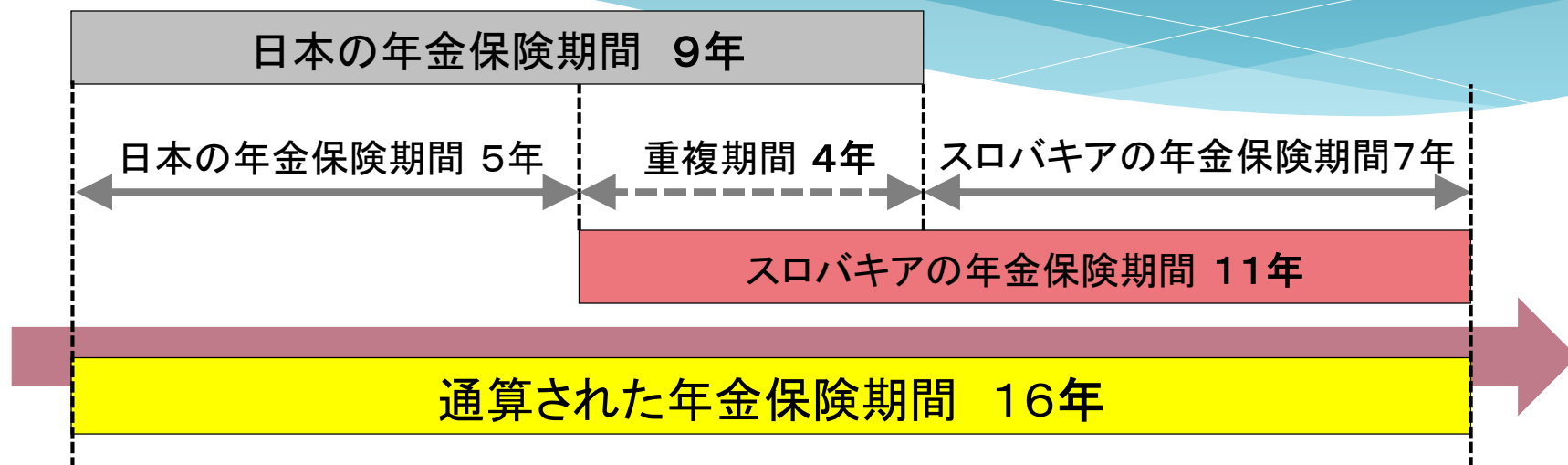
■ 老齢年金について(ケーススタディ)



日・スロバキア社会保障協定のポイント②

～年金保険期間の通算～

■ 重複する年金保険期間がある場合の扱い



両国の年金保険期間で重複した期間はダブルカウントしません。

※ スロバキアの年金保険期間と日本の年金保険期間を通算する場合において、重複する期間は算入できません。

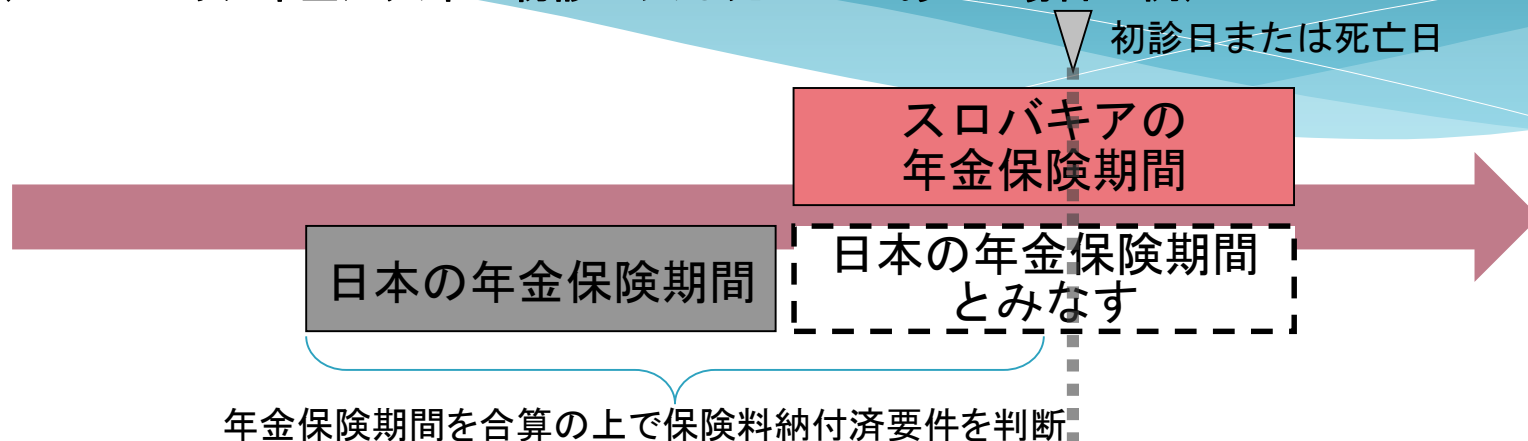
→ 上記の場合には、スロバキアの基準(15年)も満たし、日本の基準(10年)も満たすこととなります。

日・スロバキア社会保障協定のポイント②

～年金保険期間の通算～

■ 障害年金および遺族年金について

(* スロバキア年金加入中に初診日又は死亡日があった場合の例)



日本の障害年金又は遺族年金には「初診日または死亡日において日本の年金制度に加入していること」という支給要件がありますが、初診日または死亡日がスロバキアの年金制度に加入中である場合には、これらが日本の年金制度に加入中であつたものとみなすこととなります。

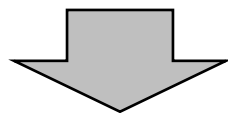
日本の年金保険期間だけでは保険料納付済要件（初診日または死亡日の前々月までの保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が全被保険者期間の3分の2以上であること等）を満たさない場合には、スロバキアの年金保険期間を日本の年金保険期間とみなしてこの要件を満たすことができるか判断します。

日・スロバキア社会保障協定のポイント③

～申請書の代理受理～

協定発効前

- 日本年金の申請は日本の年金担当窓口へ、スロバキア年金の申請はスロバキアの年金担当窓口へ、行っていただくこととなります。



協定発効後

- 日本の年金担当窓口で、スロバキア年金の申請が可能となります。
- スロバキアの年金担当窓口で、日本年金の申請が可能となります。

日本で申請が可能となるスロバキア年金は次のとおりです。

老齢年金
遺族年金
障害年金

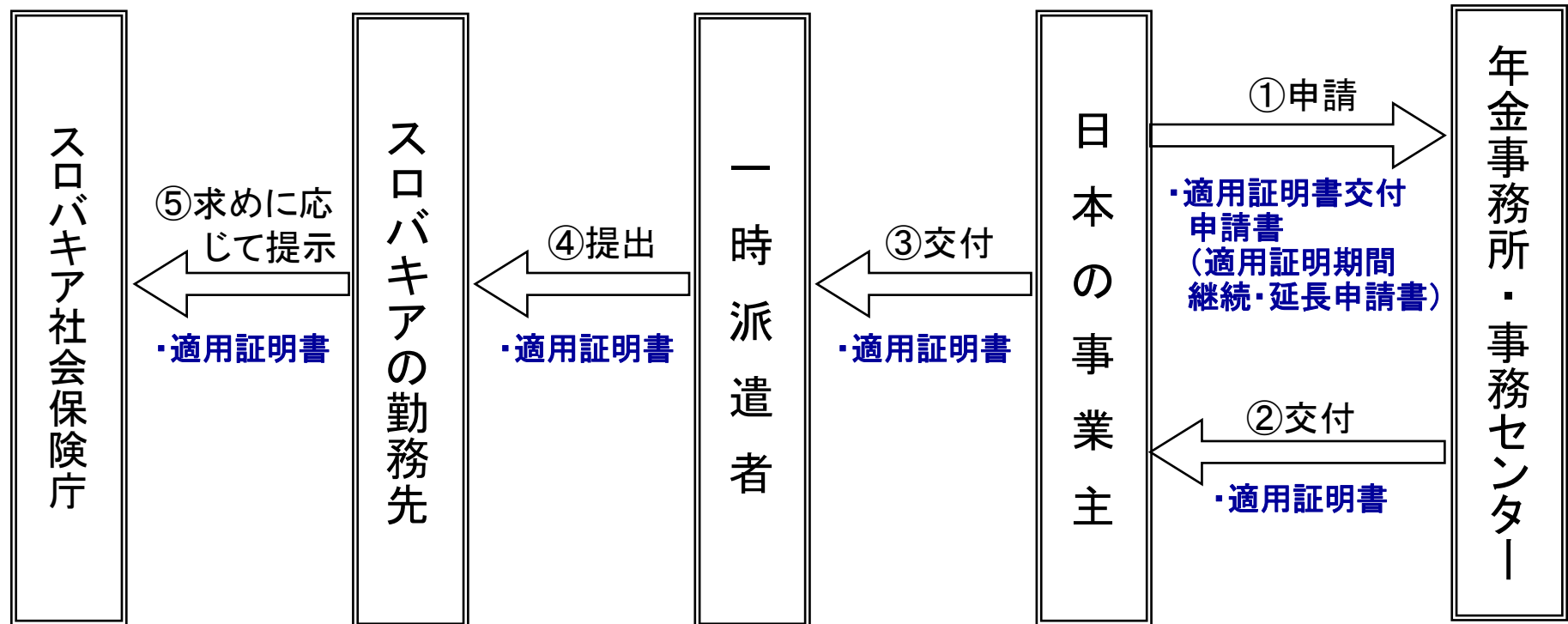
※日本年金機構に対してスロバキア年金を申請する際の申請書類は、日本年金機構のHPに掲載されています。

Ⅲ 日・スロバキア社会保障協定における手続

日・スロバキア社会保障協定の手続き～適用証明書～ (日本からスロバキアへの派遣)

スロバキア制度の適用免除を受けるには、原則として派遣前に日本の年金事務所又は事務センターにおいて「**適用証明書**」の交付を受ける必要があります。

■ 適用証明書の交付及び適用免除にかかる手続き



日・スロバキア社会保障協定の手続き～適用証明書～ (日本からスロバキアへの派遣)

■ 適用証明書(日本側交付分)

(表)

JPISK01

社会保障に関する日本国とスロバキア共和国との間の協定
ZMLUVA MEDZI JAPONSKOM A SLOVENSKOU REPUBLIKOU O SOCIÁLNO M ZABEZPEČENÍ

スロバキアで就労する被用者/自営業者のための日本国公的年金の適用に関する証明書
Potvrdenie o pokračujúcom poistení podľa japonských právnych predpisov týkajúcich sa verejných dôchodkových systémov pre ľudí, ktorí pracujú v Slovenskej republike

・ 協定第 7 条、第 8 条、第 9 条 2 又は第 10 条 / Článok 7, 8, 9.2 alebo 10 Zmluvy
・ 行政協定の第 3 条 / Článok 3 Správnej dohody

1 被用者 / Zamestnanec 自営業者 / SZČO

氏 / Priezvisko	名 / Meno	生年月日 / Dátum narodenia	性別	国籍
〒 / Poštou	〒 / Poštou	年 月 日	男 M	日本 J
日本国における住所 / Adresa trvalého bydliska v Japonsku				
日本の高齢年金番号 / Japonské číslo účtovnej jednotky				

2 日本国における事業所 / Miesto výkonu práce v Japonsku

事業所名 / Názov spoločnosti

所在地 / Adresa

3 スロバキアにおける事業所 / Miesto výkonu práce v Slovenskej republike

事業所名 / Názov spoločnosti

所在地 / Adresa

4 証明 / Potvrdenie

上記 1 にあてられた者は、次の協定書文に該当するため、以下の期間、日本の公的年金制度（協定第 8 条 1）にこの工場の業務に従事する。 / Pracovník uvedený v 1 je poistený podľa japonských právnych predpisov týkajúcich sa verejných dôchodkových systémov (článok 8.1 Zmluvy) v období uvedenom nižšie, v súlade s nasledovným článkom Zmluvy

協定期間 / Článok

年 月 日

月 日 年 月 日

5 日本国政府機関 / Japonské štátna inštitúcia

名称 / Názov

所在地 / Adresa

年月日 / Dátum

年 月 日

(裏)

(注 意 事 項)

- この証明書は、あなたが日本の公的年金制度に継続して適用されていることを証明するものです。
この証明書は、派遣中に記載されている適用期間中、スロバキアの公的年金制度の適用が免除される根拠となりますので、大切に保管してください。
- スロバキア社会保障庁から証明書の写しを提示するよう求められたときは、郵送してください。
- この証明書を紛失または盗まれたとき、もしくは記載内容に変更が生じたときは、直ちに、この証明書の交付申請をした年金事務所等に再交付の申請をしてください。
- この証明書の有効期間が、派遣の事情により延長となるときは、派遣機関が終了する前に、この証明書の交付申請をした年金事務所等に相談ください。

Poznámka:

- Toto potvrdenie potvrdzuje, že ste nepretržite poistený podľa japonských právnych predpisov týkajúcich sa verejných dôchodkových systémov.
Toto je dôkaz, ktorý preukazuje, že ste vyňatý z právnych predpisov poistenia Slovenskej republiky za obdobie uvedené v bode 4 prednej strany. Mali by ste ho mať po ruke.
- V prípade, že oš Vaš Sociálna poisťovňa žiada predložiti kópiu tohto potvrdenia, určite á.
- V prípade, že ste toto potvrdenie stratili alebo náhodne poškodili alebo našli zmenu v obsahu, Vy alebo Váš zamestnávateľ v Japonsku by mal nepodstatne predložiti doložit o opätovné vystavenie alebo náhradnú poisťovňu na pobočku inštitúcie Jagan Pension Service v Japonsku.
- V prípade, že doba vykania uvedená v potvrdení sa musí z neobčasných dôvodov predĺžiť, Vy alebo Váš zamestnávateľ by ste sa mal o tom informovať na pobočku inštitúcie Jagan Pension Service v Japonsku, ktorá vyká predvola.

日・スロバキア社会保障協定の手続き～派遣期間の延長～ (日本からスロバキアへの派遣)

派遣期間の延長の手続き

日本の事業主から年金事務所又は事務センターに対して「**適用証明期間継続・延長申請書**」を提出してください。

〔派遣期間の延長について(再掲)〕

- 派遣期間が5年を超える場合、申請に基づき、両国関係機関間で協議し合意した場合には、派遣先国制度の加入免除期間の延長が認められます。
- ただし、延長期間は原則として3年を超えない期間とされています。

日・スロバキア社会保障協定の手続き～適用証明書～ (日本からスロバキアへの派遣)

協定発効前から派遣されている方々の手続き

① 日本側での手続き

日本の事業主から年金事務所又は事務センターに対して適用証明書の交付申請を行い、適用証明書の交付を受けて下さい。(交付後は派遣者本人に渡して下さい。)

② スロバキア側での手続き

スロバキア社会保険庁に対してスロバキア制度の適用免除の手続きを行って下さい。(その際には、日本側で交付された適用証明書をご提示下さい。)

日・スロバキア社会保障協定の手続き～適用証明書～ (スロバキアから日本への派遣)

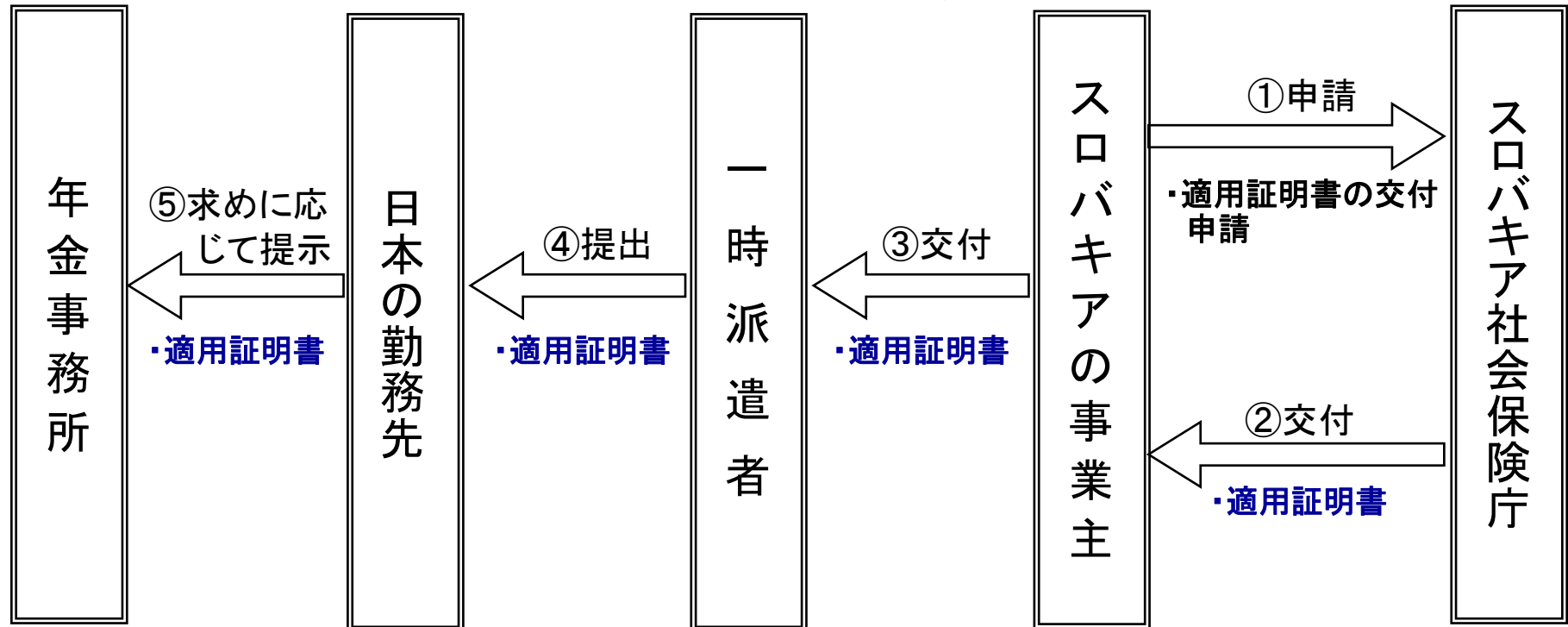
適用証明書の入手方法

スロバキアから日本への派遣者にかかる適用証明書の交付申請については、スロバキア社会保険庁に対して行って下さい。

日・スロバキア社会保障協定の手続き～適用証明書～ (スロバキアから日本への派遣)

日本制度の適用免除を受けるには、原則として派遣前にスロバキア社会保険庁において「**適用証明書**」の交付を受け、必要に応じて年金事務所に提示する必要があります。

■ 適用証明書の交付及び適用免除にかかる手続き



日・スロバキア社会保障協定の手続き～適用証明書～ (スロバキアから日本への派遣)

協定発効前から派遣されている方々の手続き

① スロバキア側での手続き

スロバキアにおける事業主からスロバキア社会保険庁に対して適用証明書の交付申請を行い、適用証明書の交付を受けて下さい。(交付後は派遣者本人に渡して下さい。)

② 日本側での手続き

日本年金機構(年金事務所又は事務センター)に対して日本制度の適用免除の手続きを行って下さい。(その際には、スロバキア社会保険庁が交付した適用証明書を提示して下さい。)

日・スロバキア社会保障協定の手続き～適用証明書～ (スロバキアから日本への派遣)

■ 適用証明書(スロバキア側交付分)

SK/JP101

ZMLUVA MEDZI SLOVENSOU REPUBLIKOU A JAPONSKOM O SOCIÁLNO M ZABEZPEČENÍ
社会保障に関するスロバキア共和国と日本国との間の協定

POTVRDENIE O UPLAŤOVANÝCH PRÁVNÝCH PŘEDPISOCH
適用法令に関する証明書

(Článok 7, § 9.2 členského listu Zmluvy (第7条、第9条、第9条2項の適用))
(Článok 5 Vyhlasujúcej dohody (付随協定の第5条))

1. Poistenec-被保険者¹⁾

zamestnanec/従業員

samostatne zárobkovo činná osoba/自営業者

osoba poskytujúca úsluhy niktému/他人を専任として雇い入れて従事する労働者

osoba poskytujúca úsluhy nikomu/他人を専任として雇い入れて従事する自営業者

člen diplomatickej misie, člena konzulácie alebo v štápe štátnik/外交官、領事館員、公使員

1.1. Pracovisko: _____ 1.2. Miesto: _____

1.3. Dátum posledného dokladu o práci/労働書の日付: _____

1.4. Rodové číslo/出生番号: _____

1.5. Adresa posledného pobytu/居住地: _____

**2. Zamestnávateľ / Samostatne zárobkovo činná osoba v Slovenskej republike /²⁾
スロバキア共和国における雇用者又は自営業者**

2.1. Názov a adresa zamestnávateľa / samostatne zárobkovo činná osoba / 雇用者又は自営業者の名称及び住所

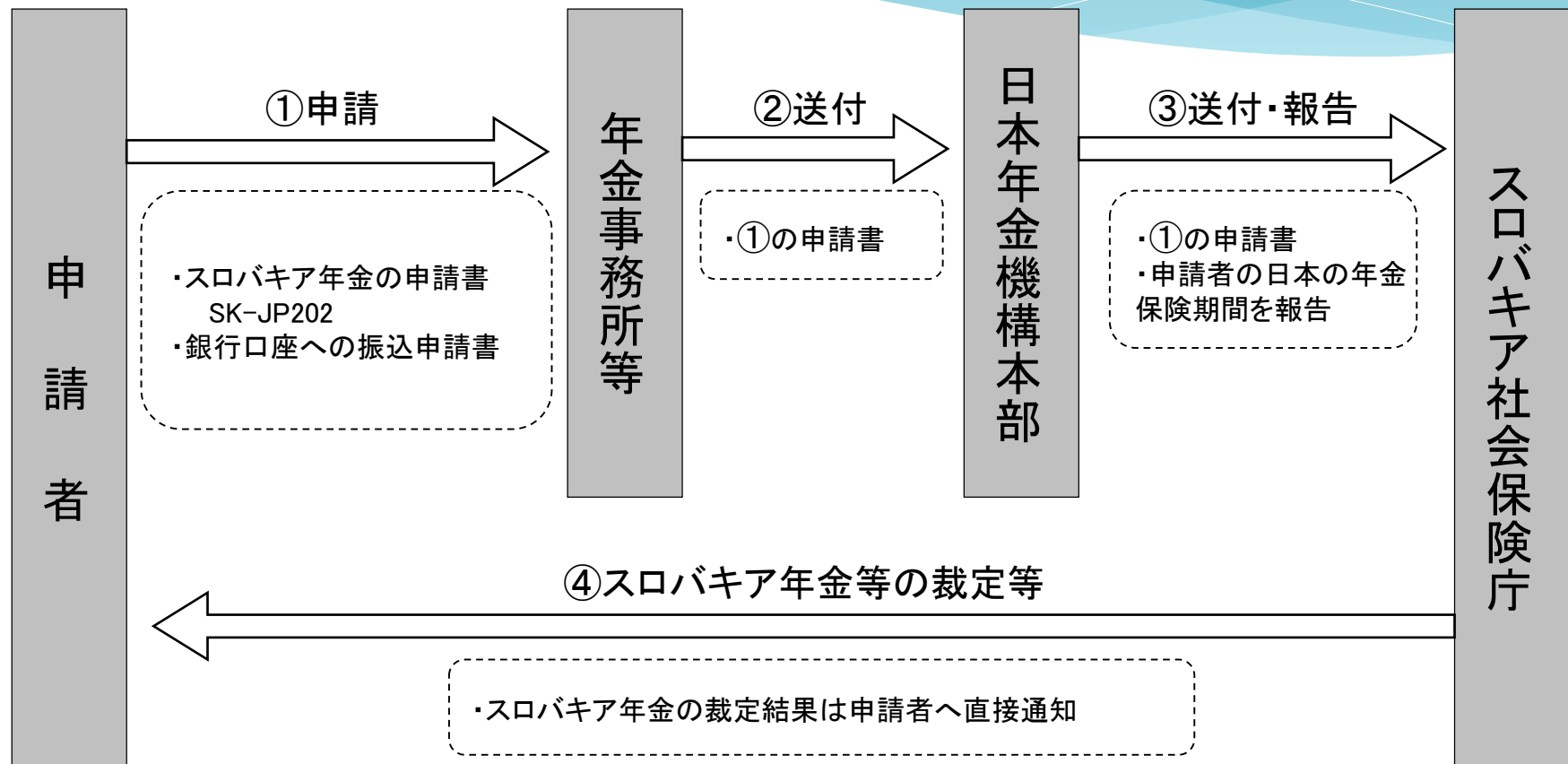
2.2. Právny úradný v bode 1 bodu v odseku 1.1.1. / 労働関係は以下の規則
od § _____ do § _____
vyplývajú z (zmluva) _____ から

(v súlade s Japonskou Japonsko-článok a adresa firmy) / 日本国の関係は協定される。
(会社の本拠地及び代表者住所) _____

見
本

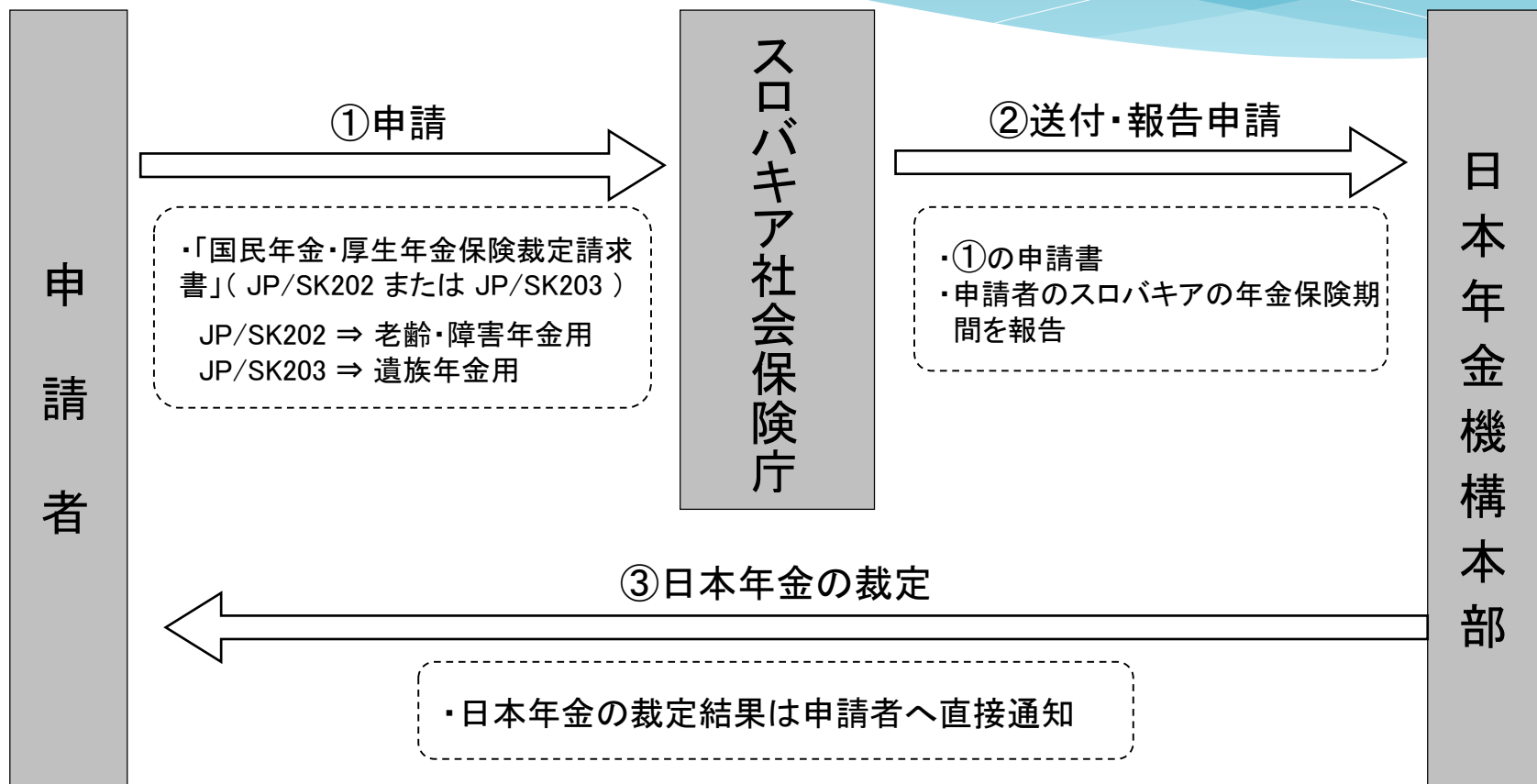
日・スロバキア社会保障協定の手続き ～スロバキア年金の申請～

- スロバキアの年金保険期間を有する日本居住者が、スロバキアの年金を請求する場合の流れ



日・スロバキア社会保障協定の手続き ～日本年金の申請～

- 日本の年金保険期間を有するスロバキア居住者が、日本の年金を請求する場合の流れ



日・スロバキア社会保障協定の手続き ～日本年金の申請～

日本年金の申請に当たっての留意点

- **年金の申請**
年金を受給できる年齢になった時点以後に、年金担当窓口へ、裁定請求書に必要書類を添えて、提出してください。
- **年金の支給**
受給権発生日の翌月分から支給されます。
原則、支払は年6回(偶数月)、1回につき2ヶ月分が支給されます。
- **時効**
年金を受ける権利の時効は5年です。

IV 各種お問い合わせ先

日本年金機構ホームページ

<http://www.nenkin.go.jp/service/kaigaikyoku/shaho-kyotei/>

または

日本年金機構 社会保障協定

検索



- 社会保障協定の概要・手続きを説明
- 各申請書が入手可能
- 協定相手国のホームページのリンク先を掲載

- 直近の協定発効状況を掲載

The screenshot shows the Japanese Pension Service website. The main content area is titled '社会保障協定' (Social Security Agreements). It includes a section for '社会保障協定とは何か？' (What are social security agreements?) and another section for '各国との社会保障協定発効状況' (Status of social security agreements with each country). The 'Status' section includes a table with columns for '協定が発効国の国' (Country of agreement) and '発効年発効の国' (Year of agreement / Country of agreement).

協定が発効国の国	発効年発効の国
ドイツ・イギリス・韓国・アメリカ・ベルギー・フランス	
カナダ・オーストラリア	
オランダ・オーストリア	
ポルトガル・スペイン・ドイツ	
イタリア	
オランダ	
フランス	

日本年金に関する問い合わせ先

- 一般的な年金相談に関するお問合せ（ねんきんダイヤル）
（日本国内からおかけになる場合には）

0570-05-1165（ナビダイヤル）

（海外からおかけになる場合等には）

+81-3-6700-1165（一般電話）

※通話料は発信者負担となります。

※受付時間等の詳細は日本年金機構のHPでご確認ください。

- **外国語**（英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語・タガログ語・ベトナム語・インドネシア語・タイ語・ネパール語）の**通訳サービス**を利用した相談（年金事務所窓口・電話）も可能です。詳しくは日本年金機構ホームページ（www.nenkin.go.jp/international/index）をご覧ください。

スロバキア年金に関する問い合わせ先

スロバキア社会保険庁
Sociálna poisťovňa

<https://www.socpoist.sk/>

(スロバキア語・英語・ドイツ語)